

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2020年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

Part I

観光庁では、国内外の観光客に新たな地域への来訪動機を与え、地方誘客を図ることを目的に、平成28年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」に取り組んでいる。テーマ別観光のひとつであり、ロケ地を観光資源にする「ロケツーリズム」は、映画やドラマのロケーション地域をファンが訪問して共感する、いわゆる「聖地巡礼」ともいわれている。このような中、X市では、映画のロケが行われることになった。X市役所の観光振興課の担当者甲と乙が会話をしている。

問1～問2に答えなさい。

問1

X市がロケを受け入れた映画の写真について、甲と乙が会話をしている。(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「今回の映画ロケには人気の俳優が出演するらしいので、われわれもロケ風景を撮影して、ロケーションサービスの活動記録として写真を残しておきたいと思いません。」
- 乙 「それはよいアイデアですね。われわれの活動記録なので、われわれのカメラで撮影しましょう。その際には、映画ロケの撮影ではない記録用のカメラが入って出演俳優を撮影することになるので、映画の製作プロデューサーを通じて事前に出演者の承諾を得る必要があります。」
- (2) 甲 「X市で映画のロケがあったことを伝えるために、ロケ地案内看板を設置して、それに映画のワンシーン写真を使いたいと思います。」
- 乙 「そうですね。せっかくなので、出演俳優が写っている映画のワンシーン写真を使いましょう。映画には、いわゆる『ワンチャンス主義』が適用されるので、ロケ地案内看板に映画のワンシーン写真を使う場合も、出演俳優から改めて利用の承諾を得ることなく、当然に利用することができます。」
- (3) 甲 「広報誌には映画のワンシーン写真が載るのですよね。その写真を、X市が製作するロケ地マップや関連グッズ製作にも使いたいと思います。」
- 乙 「広報誌用に映画のワンシーン写真を借りれば、その写真は、映画のロケ地マップにも関連グッズ製作にも使うことができます。」

問2

X市がロケを受け入れた映画に関し、その配給会社から頒布されたポスターについて、甲と乙が会話をしている。(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「映画の配給会社から、映画のポスターが送られてきました。映画の興行が成功するように協力をしたいので、早速、市内各所に掲示したいですね。何か気をつけることはありますか。」
- 乙 「映画のポスターには、著名な画家の絵画が大きく使われていたので、美術の著作物として『展示権』が問題となります。よって、画家の許諾を得ておく必要があります。」
- (2) 甲 「映画の興行期間終了後も、X市で映画のロケがあったことを伝えるため、映画のポスターをそのまま掲示しておきたいですね。何か問題がありますか。」
- 乙 「映画のポスターは映画の宣伝を目的として貸与されたものですから、映画の興行期間終了後、映画の配給会社から返却要請があった場合は返却する必要があります。」
- (3) 甲 「われわれのロケーションサービスの活動記録を残すために、映画のポスターをロケ地紹介コーナーに残しておきたいですね。何かよい方法はありますか。」
- 乙 「映画撮影があったことは事実なので、撮影した映画監督から許諾を得れば、映画のポスターをロケ地紹介コーナーに引き続き掲示することができます。」

Part II

株式会社X社とY株式会社は、X社が単独で製作したアニメーション映画「A」（同タイトルの小説を原作としたもの）の商品化について、契約を締結しようとしている。次の契約書案について、問3～問5に答えなさい。

ライセンスエージェント契約

株式会社X社（以下、「甲」という。）と、Y株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲が製作したアニメーション映画「A」（以下、「本件作品」という。）に関する商品化利用許諾について、甲が乙に対し窓口業務を委託することに関し、以下の通り合意し、契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（代理権の付与）

(1) 甲は、乙に対し、次条に定める本契約の有効期間（以下、「本契約期間」という。）中、第3条に定める契約地域（以下、「本契約地域」という。）において、第三者たるライセンサー（以下、「ライセンサー」という。）に対して、本件作品に関する商品化利用を許諾することに関して、甲を代理して以下の各行為を行う独占的代理権を付与する。

- ①本件作品の商品化利用に関する販売促進活動を行うこと
- ②ライセンサーとの間で商品化利用許諾の条件について交渉を行うこと
- ③甲乙間で別途協議し決定する条件の範囲内において、ライセンサーとの間で商品化利用許諾契約を締結すること
- ④上記商品化利用許諾の対価をライセンサーに対し請求し、これを受領・回収すること
- ⑤ライセンサーが製作する商品を監修すること

(2) 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、前項の権限を乙以外の第三者に再度付与することができない。

第2条（契約の有効期間）

本契約期間は、20●●年●●月●●日から5年間とする。契約期間満了3カ月前までに、甲乙いずれかから書面をもって終了する旨の意思表示がなされない場合は、本契約は同様の条件で以後5年間継続し、以降も同様とする。

第3条（契約地域）

本契約地域は、日本国内とする。

第4条（乙の業務）

乙は、本契約期間中、本契約地域において、以下の業務（以下、「本件業務」という。）を行う。

- ①本件作品の商品化利用（プロモーション目的の利用を含む）に関する販売促進業務
- ②ライセンサーとの間での商品化利用許諾の条件に関する交渉業務
- ③ライセンサーに対する商品化利用許諾の対価の請求、受領及び回収業務

（次ページに続く）

第37回知的財産管理技能検定

【1級(コンテンツ専門業務)実技試験】

- ④前号の対価の正確性を検査する業務
- ⑤ライセンサーが製作する商品の監修（品質管理及び承認を含む）業務
- ⑥その他、別途甲乙協議の上定めた業務

第5条（報告書の作成）

- (1) 乙は甲に対し、毎年3月、6月、9月、12月末締めで当該各四半期における本件業務の報告書を作成し、当該月翌月末日までに提出する。
- (2) 乙が、本件業務の遂行に要した必要経費については、前項の報告書と同様に、甲に提示し、甲の承認を得なければならない。

第6条（エージェント手数料）

甲は乙に対し、本契約期間中、本件業務の対価として、総収入から前条第2項で承認した必要経費を控除した額の20%の手数料を支払う。

第7条（エージェント手数料の支払方法）

乙は甲に対し、ライセンサーから受領・回収した総収入から、必要経費及び前条に定める手数料を控除した残額を、報告書提出の翌月末日までに甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第8条（知的財産権）

- (1) 本契約期間中、本件作品に関する著作権及び商標権を含む知的財産権（以下、「知的財産権」という。）の利用及び保全のため、登録を行う必要が生じた場合は、甲がこれを行うものとする。
- (2) 乙は、本契約期間中及び本契約終了後においても、甲の書面による事前の承諾のない限り、知的財産権の登録を行わない。
- (3) 乙は、本契約期間中及び本契約終了後においても、ライセンサーその他の第三者をして知的財産権の登録をさせてはならず、また第三者のかかる登録に協力をしてはならない。

第9条（権利侵害への対応）

- (1) 知的財産権又はその他本件作品に関する一切の権利が第三者により侵害され又はその危険が生じたときは、甲が、その費用負担において、これに対応する権利を有する。
- (2) 乙は、知的財産権又はその他本件作品に関する一切の権利が第三者により侵害され又はその危険が生じたことを認識したときは、直ちに甲に対しその旨を通知しなければならない。
- (3) 乙は、甲の要請があった場合、かかる侵害行為に対する対抗措置に協力する。

第10条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方からの事前の書面による同意なく、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することができない。

第11条（契約解除）

甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合において、14日間の期間を定めて催告したにもかかわらず、同期間内に違反状態が是正されないとき、本契約を解除し、相手方に対して損害の賠償を請求することができる。

(以下略)

第37回知的財産管理技能検定
【1級(コンテンツ専門業務)実技試験】

問3

この契約書案について、X社の法務部の部員が検討している。部員の考え(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 映画の商品化権は、著作権又は商標権に基づくものであり、その許諾は常に著作権や商標権の利用許諾であるから、第1条第1項の「商品化利用を許諾」という表現は「商品化における著作権又は商標権の利用を許諾」という表現にしたほうがよい。
- (2) 本契約で、X社がライセンシーに許諾する商品化権は、本件作品に関するものだから、原作の著作権者と商品化権の内容についての取決めをしておく必要はない。
- (3) ライセンシーが製作する商品のクオリティは、映画「A」の評判にもかかわるため、Y社による監修作業と承認は重要であり、Y社との間で監修及び承認の基準を十分に打ち合わせて、書面にして契約書に別紙をつけておく必要がある。

問4

この契約書案について、X社の法務部の部員甲と乙が会話をしている。乙の発言(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「X社が商標権を有している場合、Y社がライセンシーに非独占的な商品化利用許諾をするためには、そのライセンシーの利用権の登録は必要ですか。」
乙 「必要ありませんね。通常使用権は当事者間の契約によって発生します。登録は対抗要件にすぎないため、登録しなくても許諾は可能です。」
- (2) 甲 「本件作品について、著作権に関する©表記を明示して使用させる必要はありますか。」
乙 「必要ありますね。著作権に関する©表記については、法律上の効果が生じるものではないものの、権利の所在を明確にするものですから、ライセンシーには表記を義務づけるほうがよいでしょう。」
- (3) 甲 「契約書案の第8条は必要ですか。」
乙 「必要ないと思います。第8条がなくても、Y社は本件作品の著作権者ではないので、そもそも商標登録はできません。」

問5

この契約書案について、X社の法務部の部員甲と乙が会話をしている。乙の発言(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「本契約は有効期間を5年間としています。契約が3年目に入ったところで、Y社がライセンサーに5年間有効な商品化利用許諾をし、さらにX社が第2条に基づきY社との契約を更新しない意思表示をした場合、契約期間満了後2年あまり残っている、Y社とライセンサーとの間で締結された契約の効力はどうなりますか。」
- 乙 「Y社がライセンサーと締結するライセンス契約は、Y社とライセンサーのみに効力を及ぼすものなので、X社に対しては効力を及ぼしません。」
- (2) 甲 「Y社が、X社との契約が終了したことをライセンサーに通知しないまま許諾対価の受領業務を継続していた場合、ライセンサーが本件作品について別の商品化企画をY社に持ち込み、Y社が承諾してしまったらどうなりますか。」
- 乙 「その時点では、X社とY社の代理契約は終了しており、Y社にはもはや代理権限がありませんので、その承諾の効力はX社には及びません。」
- (3) 甲 「X社としては、Y社との契約終了後であっても、本契約第4条の第3号から第5号の業務は継続して行ってもらいたい場合が考えられます。本契約においても対応しておいたほうがよいですか。」
- 乙 「一定の業務を行わせる以上、対価は発生させるのが妥当だと考えます。第4条や第6条において『本契約期間中』となっているところなどを修正するなど、何らかの対応をしたほうがよいですね。」

【第37回知的財産管理技能検定】

【1級実技(筆記試験)】

番号 正解

(コンテンツ専門業務)

Part I

- | | | | | | |
|----|-----|--------------|---|----|---|
| 問1 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| 問2 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |

Part II

- | | | | | | |
|----|-----|--------------|---|----|---|
| 問3 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| 問4 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| 問5 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |